

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。昭和 52 年 7 月に勤務先を退職後、国民年金の加入手続を行い、同年 7 月分から 9 月分までの保険料を集金人に支払おうとしたところ、同年 7 月分の国民年金保険料については、厚生年金保険料と重複納付されている同年 4 月分を充当するとの説明を受け、同年 8 月分及び 9 月分の保険料のみを支払った。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立人が所持する国民年金保険料納入通知書兼領収証書の昭和 52 年 4 月分欄に、同年 6 月 30 日付けの領収印が押されていることから、同年 4 月分保険料が重複納付されたことが確認できる。

また、当時の事務取扱においては、過誤納金が生じた際に時効成立前の未納期間がある場合、還付することなく当該未納期間に充当することとされているが、事実、昭和 52 年 4 月分の国民年金保険料が還付された記録は無く、集金人から、同年 7 月分の国民年金保険料については、通常 7 月から 9 月までの 3 月分の保険料をまとめて納付するところ、厚生年金保険料と重複納付されている同年 4 月分保険料を充当するとの説明を受けたため、同年 8 月分及び 9 月分の保険料のみを納付したとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、上記納入通知書兼領収証書の昭和 52 年 8 月分及び 9 月分欄には領収印が押されているにもかかわらず、当該期間は、平成 22 年 9 月 22

日に納付記録の追加処理が行われるまで未納期間とされていたことなど、当時の社会保険事務所における年金記録の管理に不備が認められる。

上記のことから、昭和 52 年 4 月分の保険料の重複納付による還付金が発生した時点で充当の取扱いにより、申立期間である同年度内の 7 月分の保険料として充当処理が行われたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 52 年 7 月分の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 7 月 21 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 17 年 6 月から 19 年 1 月までの標準報酬月額は 30 円、19 年 2 月から 20 年 6 月までの標準報酬月額は 50 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 7 月 20 日ごろまで
昭和 17 年 4 月 7 日から 20 年 7 月 20 日ごろまで A 社 B 所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名かつ生年月日が同一で、基礎年金番号に統合されていない労働者年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 17 年 4 月 7 日（ただし、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の施行は昭和 17 年 6 月 1 日。）、資格喪失日は空欄。）が確認できることから、申立人は昭和 17 年 6 月 1 日から、A 社 B 所における労働者年金保険の被保険者であったことが認められる。

しかし、上記名簿及び当該記録に係る厚生年金保険被保険者台帳の双方において資格喪失日が空欄となっている。A 社 B 所に確認したところ、申立人に関する記録は残っていないとしているが、申立人は A 社 B 所を退職した経緯等について、「志願兵として海軍に入団する予定であったが、入団の日の前日である昭和 20 年 7 月 24 日に C 市の自宅で空襲に遭い負傷し、

入院したため入団することができなかった。当時は簡単に仕事を休めない状況だったので、同年7月20日ごろまではA社B所で働いていたと思う。」と供述しているところ、C市等の資料から昭和20年7月24日にC市において空襲があったことが確認でき、申立人の供述の信ぴょう性は高いと認められる。また、上記名簿の記載内容から同名簿は昭和28年ごろまで使用されていたとみられるが、21年以降も被保険者資格が継続している被保険者については21年4月以降に標準報酬月額算定記録が確認できるのところ、申立人の算定記録は、19年2月以降確認できないことを踏まえると、申立人の退職日は20年7月20日であると推認できる。

なお、上記名簿は、申立人と同様に資格喪失日に係る記録が無い者や資格喪失日が数十年後に追記されている者が散見され、終戦時期の被保険者資格喪失の処理が適切に行われていたとは言い難い。

また、志願兵の厚生年金保険の取扱いについて、日本年金機構D事務センターでは「当時の厚生年金保険法第59条の2に定める保険料免除は、志願兵については該当しない。」としており、申立人は、海軍入団のために昭和20年7月20日にA社B所を退職し、同年7月21日に被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年7月21日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録から、昭和17年6月から19年1月までは30円、19年2月から20年6月までは50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 11 日から 43 年 10 月 30 日まで
申立期間の厚生年金保険被保険者記録について年金事務所に照会したところ、昭和 44 年 3 月 14 日に脱退手当金を支給された記録となっている旨回答を得た。43 年 10 月末に A 市の B 社を退職した後は、実家に戻って国民年金に加入し保険料も納付している上、脱退手当金の制度も知らなかったため、脱退手当金を受給した記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B 社で 2 年以上の被保険者期間のある女子 21 人のうち、当該事業所を最終事業所として脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて 3 人で、この 3 人の資格喪失から脱退手当金を受給するまでの期間は最短で 3 か月、最長で 9 か月とまちまちである上、同僚の一人は脱退手当金について会社から特に説明を受けた記憶は無かったとしていることから、B 社が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求を行ったとは考え難い。

また、申立人は B 社を退職した直後に国民年金に加入し（国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 12 月ごろまでに払い出されている。）、その後 60 歳まで厚生年金保険及び国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間については申立期間と同一の被保険者記号番号となるよう加入手続がとられていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものと認識していたと

は考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和26年10月2日に、資格喪失日に係る記録を27年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月2日から27年6月15日まで
昭和12年9月3日にC社（D社を経て、現在は、A社）に入社し、A社を47年3月31日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はA社B所に勤務していたことは、A社の在籍証明書により明らかであるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書及び同社の担当者の供述から、申立人が昭和12年9月3日から47年3月31日まで継続して勤務（昭和26年10月2日から27年6月14日までは同社B所E課に勤務。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の申立期間前後の標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、仮に事業

主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月18日から同年5月18日まで

平成5年4月から10年3月までの間で、A事業所に臨時的任用職員として勤務していた期間のうち、7年4月18日から同年5月17日までB事業所（A事業所の下部組織）に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事業所が保管している任用記録により、申立人がB事業所に平成7年4月18日から同年5月17日まで期間を定めた臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所は、「厚生年金保険に加入させる臨時的任用職員の判断基準は、任用期間が2か月を超える場合は任用期間当初から、任用期間が2か月以内の場合は、引き続き雇用が継続された場合に2か月を超えて勤務することになる日から、厚生年金保険に加入させている。また、厚生年金保険に加入している者の雇用を継続した場合は、2か月以内の任用期間であっても厚生年金保険に継続して加入させている。しかし、申立期間については、任用期間が2か月を超えず、継続雇用でもないため、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

事実、平成5年4月から10年3月までの申立人の厚生年金保険の記録と、A事業所での申立人の任用記録を比較すると、2か月以内の期間を定めた任用であっても厚生年金保険に加入している期間が3回確認できるが、いずれにおいても任用期間の継続によるものであった。これに対して、申立期間は7年4月18日が任用開始日であるため、任用期間は2か月を超えることにはならず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることは不自然とは言えない。

また、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、他に申立期間において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。